

## 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：保険局総務課、保険課、国民健康保険課、総務課高齢者医療企画室、総務課保険システム高度化推進室

評価実施時期：平成20年8月

施策名	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること  (I-10-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること  施策目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
施策の概要	国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとすること。	
<b>【評価結果の概要】</b> (現状分析(施策の必要性)) 医療保険財政は急速な高齢化等により大変厳しい状況が続いている。今後一層の高齢化が進む中、ますます厳しさを増すことが予想される。 こうした大きな変化の中で、国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものにするためには、医療の質の確保を図りつつ、制度全般にわたる改革を行っていく必要がある。このような認識の下、平成15年3月28日に閣議決定された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項に基づく基本方針」に基づき、医療保険制度の関する改革を行うこととし、平成17年の「医療制度改革大綱」の内容に沿って、平成18年には「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第83号)が成立し、平成20年において本格的に施行されたところである。 平成20年4月から施行された長寿医療制度については、制度の円滑な実施に向け、地域の高齢者をはじめ国民の皆さんに、きめ細かな広報を行う等、制度の定着に向けた取組を引き続き実施する必要がある。		
(有効性) <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村国保においては、高齢化に伴い、【指標4】のとおり被保険者の増加がみられる。保険料(税)収納率は平成17年度においては10年ぶりに上昇に転じ、平成18年度においても上昇傾向は続く見込み(速報値で91.46%)であるが、依然低水準で推移しており、厳しい財政運営が迫られる状態となっている。</li> <li>このなかで、保険者の規模の適正化や財政の安定を確保するとともに、保険料が地域の医療の水準に見合ったものとなるよう、都道府県を軸として再編・統合を行うことを基本的な方向とした制度改正を行っている。</li> <li>市町村国保については、保険財政の安定化と市町村国保間の保険料平準化を促進する観点から、都道府県単位での保険運営を推進することとし、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を実施している。市町村国保及び国保組合の保険者数については、【指標2】のとおり、近年の市町村合併によるところが大きいものの、大幅に減少している。</li> <li>また、1人あたり給付費については、健保組合では漸減しているが、これは制度改正に伴うものであり、保険料額も給付費額の動向に見合った変動をしているものと考えられる。他方、高齢者の加入割合が高い国保では、高齢化の進展に伴い、医療給付費の増加が見られる。</li> <li>さらに、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成18年の制度改革によって、若い人と高齢者の負担のルール(現役世代からの支援金が給付費の4割、75歳以上の高齢者が1割、残りの5割が公費)を明確にし、高齢者の医療費を国民皆で支える仕組みとして、平成20年4月から長寿医療制度が施行されたところである。</li> </ul>		
(効率性) <ul style="list-style-type: none"> <li>健保組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が実施されていいると評価できる。なお、医療費通知実施保険者数が漸減傾向にあるのは、健保組合数の減少に伴うものと考えられる。</li> <li>市町村国保については、保険料(税)収納率は平成17年度においては10年ぶりに上昇に転じ、平成18年度においても上昇傾向は続く見込み(速報値で91.46%)であるが、依然低水準で推移しており、厳しい財政運営が迫られる状態が続いている。なお、医療費通知実施市町村が漸減傾向にあるのは、市町村合併による市町村国保保険者数の減少に伴うものと考えられる。</li> <li>平成20年4月から段階的にオンライン請求を導入し、平成23年4月からは原則として全てのレセプトがオンライン化を達成できることを目指しているが、平成19年度においては、レセプトのオンライン化率が8.8%と着実に導入が開始されている。</li> </ul>		
(総合的な評価) <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、保険者の規模の適正化や財政の安定を確保するとともに、保険料が地域の医療の水準に見合ったものとなるよう、都道府県を軸として再編・統合を行う取組を実施する必要がある。</li> <li>今後も、負担と給付の均衡を図り、人口構造の変化に対応できる持続可能な医療保険制度を構築するため、平成20年4月からの実施を目指した保険者を中心とした生活習慣病対策、平成20年度を初年度とする5か年計画である全国医療費適正化計画の策定、療養病床の再編成といった医療費の適正化対策を総合的に推進していくことが必要である。</li> </ul> <p>これからも国民皆保険制度を堅持し、持続可能な医療保険制度を構築していくためには、短期的な医療費適正化対策に加え、国民・患者の視点に立って、生活習慣病対策、良質かつ効率的な医療提供体制の確立に努める中で、中長期を見据えた医療費適正化を推進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年4月から施行された長寿医療制度の円滑な実施のために、同年6月の政府・与党決定も踏まえ、低所得者へのなお一層の軽減措置や保険料の口座振替の対象者拡大などを実施して、制度の円滑な運営を図るとともに、地域の高齢者をはじめ国民に、制度の目的などを理解してもらうよう、各市町村等とも連携しつつ、小学校区ごとにきめ細かな相談や説明会を開催するなど、長寿医療制度について丁寧な広報を行い、制度の定着に向けて努力する。</li> </ul>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等		

- i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）  
 ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）  
 (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討  
 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施  
 (六) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討  
 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

## (理由)

- 現在の施策目標により、持続可能な医療保険制度の構築を進めることが可能と考えるため。
- また、とりわけ長寿医療制度については、本年6月の政府・与党決定を踏まえ、低所得者へのさらなる保険料の軽減対策を着実に実施するとともに、市町村と連携しつつ、小学校区ごとに相談や説明会を開催するなど、きめ細かい広報を引き続き実施する必要があるため。

## 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標  
(達成水準／達成時期)

※【】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

		H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1	保険者数（健保組合）（単位：保険者） (-)	1,622 【-】	1,584 【-】	1,561 【-】	1,541 【-】	1,518 【-】
2	保険者数（市町村国保・国保組合） （単位：保険者） (-)	3,310 【-】	2,697 【-】	2,001 【-】	1,983 【-】	1,969 【-】
3	加入者数（健保組合）（単位：人） (-)	30,143,659 【-】	29,989,650 【-】	30,118,846 【-】	集計中 【-】	集計中 【-】
4	加入者数（市町村国保・国保組合） （単位：人） (-)	51,235,980 【-】	51,578,554 【-】	51,627,351 【-】	集計中 【-】	集計中 【-】

## (調査名・資料出所、備考)

- 指標1は、保険局保険課調べによる。
- 指標2は、保険局調査課調べによる。
- 指標3は、保険局調査課調べによるが、平成18年度及び19年度の数値は集計中であり、平成18年度については平成20年8月に、平成19年度については平成21年8月に公表予定である。

## 【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-hoken.html#zgyounenpou>

- 指標4は、「平成17年度国民健康保険事業年報」によるが、平成18年度及び平成19年度の数値は集計中であり、平成18年度については平成20年8月に、平成19年度については平成21年8月に公表予定である。

## 【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-hoken.html#zgyounenpou>

関係する施政方針演説等内閣の重要な政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における福田総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	高齢者医療や障害者自立支援については、お年寄りや障害者の立場に立ったきめ細かな対応を行ってまいります。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	・現行制度について、サービスの質の維持・向上を図りつつ、効率化に徹底して取り組む。具体的には、昨年策定された「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に沿って、供給コストを最大限低減する努力を行うこととし、後発医薬品の使用促進、検査等の適正化、不正・不適切な保険請求の是正、医療のIT化（レセプト・オンライン化等）の推進、社会保障カード（仮称）の導入、公立病院改革等を行う。 ・長寿医療制度について、その創設の趣旨を踏まえつつ、低所得者の負担軽減など政府・与党協議会の決定に沿って、対策を講ずる。